



KOBE ケアマネジメントだより

Vol.2 (令和 7 年 9 月 発行)

神戸市介護保険課 ケアマネジメント担当

日ごろから、本市の介護保険事業の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

「KOBE ケアマネジメントだより」vol. 1 は、いかがでしたか？ 第 2 号となる今回は、「**介護予防支援の指定対象拡大に伴う居宅介護支援事業所への一定の関与**」についてお知らせします。

「一定の関与」とは？

法改正により、令和 6 年度から「介護予防支援」の指定を受けた居宅介護支援事業所でも「介護予防のケアプラン」を直接担当できるようになりました。これに合わせて、あんしんすこやかセンターが、ケアマネジャーを支援する業務の一つとして、必要なときには居宅介護支援事業所に「介護予防サービス計画（ケアプラン）の実施状況」を教えてもらうことができるようになりました。これを「一定の関与」と呼びます。神戸市では、令和 7 年度より「一定の関与」の運用を開始しています。

★なぜ「一定の関与」が必要か

- ①ケアマネジメントの質を担保するため（ケアプランの内容や進め方をあんしんすこやかセンターが確認、必要時は助言をする）
- ②あんしんすこやかセンターが、地域の要支援者を把握するため

質問

新人ケアマネとして日々勉強中の神戸みなとです。介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所から、あんしんすこやかセンターにケアプランの提出が必要なのは、どんなケースですか？



解説

★利用者の居住地のあんしんすこやかセンターにケアプランの提出が必要なケースについて

令和 7 年 9 月現在のルール

- ・居宅介護予防支援事業所が直接契約する予防ケアプランで、新規でケアプランを作成したケース。
- ・提出物は利用者基本情報、マイ・ケアプラン（１）（２）のコピー ※サービス担当者会議後 1 か月以内に提出。

「一定の関与」の運用開始から、「この場合はセンターへの提出が必要？」「どんな時にケアプランを提出すればいい？」など、様々なお問い合わせをいただいています。そこで、皆様のご意見を反映し、分かりやすいルールとしました。

変更 ⇒ 令和 7 年 10 月 1 日提出分からのルール（ご確認ください！！）

- ・居宅介護支援事業所が直接契約する予防ケアプランで、初回加算を算定したケース。
- ・提出物は利用者基本情報、マイ・ケアプラン（１）（２）のコピー ※サービス担当者会議後 1 か月以内に提出。

「一定の関与」の運用開始から、日々ご協力をいただきありがとうございます。
利用者の自立支援・フレイル予防のため、地域の社会資源の活用などについて、市からの助言をあんしんすこやかセンターを通じてお伝えする場合があります。引き続きあんしんすこやかセンターとの連携をお願いいたします。



★お知らせ★ 「KOBE ケアマネジメントだより」 は不定期で発行します。
次回の vol.3 では、**介護認定区分変更時の取り扱い** についてお伝えします。